

日高市への転入にともなう手続き一覧表

転入されたかたで下記に該当する場合には手続きが必要です。✓欄にチェックする等確認をお願いします。

☎ 042-989-2111(代)

✓ 該当する項目をお読みください	手続き	市役所での窓口		
☐ マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持っている	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(暗証番号が必要)と、本人確認書類をお持ちになり、継続利用の手続きをしてください。	1階	②番	市民課
☐ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の登録をしている	転入手続きを行うことにより自動的に失効しますので、電子証明書の再発行を希望する場合には、新規発行の手続きが必要です。			
☐ 印鑑登録をする	【本人が申請する場合】登録する印鑑、本人確認できるもの(官公庁で発行している写真入のもの:例えば、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、旅券等)をお持ちください。 【代理人が申請する場合】代理人選任届(委任状)、登録する印鑑をお持ちください。(即日交付は不可)			
☐ 外国人のかた	在留カード又は特別永住者証明書をお持ちのうえ、券面に住所の記載を受けてください。			
☐ 国民健康保険に加入する (前住所地で国民健康保険に加入していた)	同一世帯で、国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険被保険者証又は資格確認書をお持ちください。※病院や介護保険施設に入る方は前住所地の国民健康保険が適用されるのでご注意ください。 収入がわかるもの(確定申告書の写しなど)をお持ちください。	1階	③番	保険年金課
☐ 重度心身障がい者医療費の支給を受ける (前住所地で医療費の支給を受けていた)	健康保険証又は資格確認書、身体障がい者手帳又は療育手帳など、預金口座番号の控えをお持ちください。	1階	④番	保険年金課
☐ 後期高齢者医療制度に加入する	県外からの転入のかたは前住所地で交付された負担区分等証明書をお持ちください。			
☐ 【国内の住所地からの転入】 ○国民年金に加入している ○国民年金を受給している	基礎年金番号通知書又は年金手帳をお持ちください。 口座振替をご希望の方は通帳及び通帳の届出印をお持ちください。 年金証書をお持ちください。			
☐ 【海外からの転入】 ○国民年金の加入対象者 ○海外滞在中に国民年金に任意加入していた	マイナンバーカード又は写真付きの身分証明書をお持ちください。(外国籍の方はパスポート及び在留カードをお持ちください。) ※国民年金を受給しているかたは所沢年金事務所(04-2998-0170)へ直接お問い合わせください。			
☐ 要介護認定を引き継ぐ (申請中の方も含む)	受給資格証明書をお持ちください。マイナンバーカード又は通知カード及び写真付きの身分証明書をお持ちください。	1階	⑤番	長寿いきがい課
☐ 児童手当を受ける	子育て応援課窓口にて手続きをしてください。 ※必要な書類等をご案内します。 ※転入日から15日以内に手続きをしてください。	1階	⑥番	子育て応援課
☐ 子ども医療費の支給を受ける				
☐ 児童扶養手当を受ける				
☐ ひとり親家庭等医療費の支給を受ける				
☐ 特別児童扶養手当を受ける				
☐ 未就学児で幼稚園および保育施設等を利用(予定)している児童のいる世帯 ☐ 学童保育室に入室しようとする児童のいる世帯	子育て応援課窓口にて手続きをしてください。	1階	⑦番	子育て応援課
☐ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受ける、自立支援医療を受給する	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちください。 ※マイナンバーカード又は通知カード及び写真付きの身分証明書をお持ちください。	1階	⑧番	障がい福祉課
☐ 日高市税の口座振替をする	○預金口座番号の控え及び通帳の印鑑をお持ちください。 ○ゆうちょ銀行の口座を希望されるかたは郵便局で手続きをしてください。 日高市の標識(ナンバープレート)を交付しますので、旧住所地の廃車申告書と本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。	1階	⑪番	収税課
☐ 原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車を所有している	お持ちの固定資産税納税通知書の送付先が、市外の住所になっている場合には、変更の手続きをしてください。	1階	⑫番	税務課
☐ 市内に土地または家屋を所有している				
☐ 犬を飼っている	新しい鑑札を交付しますので旧住所地で交付された鑑札をお持ちください。	3階		環境課
☐ 小・中・義務教育学校に通っている児童・生徒のいる世帯	学校教育課窓口にて手続きをしてください。	5階		教育委員会 学校教育課
☐ 妊娠している	妊婦健康診査の助成券等の交付手続きをしてください。前住所地で交付を受けた妊婦健康診査助成券をお持ちください。	日高市保健相談センター (電話 042-985-5122)		
☐ 予防接種を受けたい	接種に必要な予診票等の発行手続きをしてください。 事前に保健相談センターへお問い合わせください。			
☐ 水道の手続きをする	※手続き用紙は1階②番 市民課窓口にもあります。 詳しくは、日高市上下水道料金センター(委託会社 電話 042-984-1871)まで			
☐ 軽自動車を持っている	自動車検査証の住所変更の手続きをしてください。 詳しくは、軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所(電話 050-3816-3111)まで			
☐ 二輪車を持っている (125cc超)	軽自動車届出済証又は自動車検査証の住所変更の手続きをしてください。 詳しくは、埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所(電話 050-5540-2029)まで			
☐ 土地や建物を持っている	登記名義人の住所変更の手続きをしてください。 詳しくは、埼玉地方法務局飯能出張所(042-972-2580)まで			

市内の転居にともなう手続き一覧表

市内で転居されたかたで下記に該当する場合には手続きが必要です。✓欄にチェックする等確認をお願いします。

☎ 042-989-2111(代)

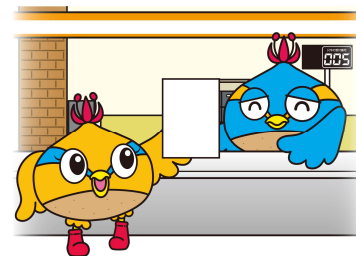
✓ 該当する項目をお読みください	手続き	市役所での窓口		
☐ マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持っている	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(暗証番号が必要)と、本人確認書類をお持ちになり、継続利用の手続きをしてください。	1階	②番	市民課
☐ 電子証明書(公的個人認証)の登録をしている	転居手続きにより自動的に失効しますので、電子証明書を希望する場合には、新規発行の手続きが必要です。			
☐ 印鑑登録している	住所の変更の際には手続きはございません。印鑑登録証(カード)は引き続きご利用できます。但し、氏名が変わった場合、登録印によっては廃止の手続きが必要です。			
☐ 外国人のかた	在留カード又は特別永住者証明書をお持ちのうえ、券面に住所の記載を受けてください。			
☐ 国民健康保険に加入している	国民健康保険被保険者証又は資格確認書をお持ちください。	1階	③番	保険年金課
☐ 重度心身障がい者医療費の支給を受けている	重度心身障がい者医療費受給者証を【共通のもの】 マイナンバーカード又は写真付きの身分証明書をお持ちください。	1階	④番	保険年金課
☐ 後期高齢者医療制度に加入している	後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。			
☐ 国民年金を受給している	年金証書をお持ちください。			
☐ 65歳以上のかた 40～64歳で介護保険被保険者証をお持ちのかた	介護保険被保険者証をお持ちください。	1階	⑤番	長寿いきがい課
☐ 高齢者福祉サービスを利用している (ねたきり老人介護手当受給者を含む)	長寿いきがい課窓口にお寄りください。			
☐ 児童手当を受けている	子育て応援課窓口にて手続きをしてください。	1階	⑥番	子育て応援課
☐ 子ども医療費の支給を受けている				
☐ 児童扶養手当を受けている				
☐ ひとり親家庭等医療費の支給を受けている				
☐ 特別児童扶養手当を受けている				
☐ 未就学児で幼稚園および保育施設等を利用(予定)している児童のいる世帯	子育て応援課窓口にて手続きをしてください。	1階	⑦番	子育て応援課
☐ 学童保育室に入室(予定)している児童のいる世帯				
☐ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている、自立支援医療を受給している	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちください。 ※マイナンバーカード又は通知カード及び写真付きの身分証明書をお持ちください。	1階	⑧番	障がい福祉課
☐ 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を持っている	標識交付証明書をお持ちのうえ、記載内容の変更の手続きをしてください。	1階	⑫番	税務課
☐ 犬を飼っている	所有者のご住所・お名前を変更しますので、担当課で手続きをしてください。	3階		環境課
☐ 小・中・義務教育学校に通っている児童・生徒のいる世帯	転居により通学区域が変わるときは、学校教育課窓口にて手続きをしてください。	5階		教育委員会 学校教育課
☐ 水道の手続きをする	※手続き用紙は1階②番 市民課窓口にもあります。 詳しくは、日高市上下水道料金センター(委託会社 電話 042-984-1871)まで			
☐ 土地や建物を持っている	登記名義人の住所変更の手続きをしてください。 詳しくは、埼玉地方法務局飯能出張所(042-972-2580)まで			

【転入・転居に必要なもの】 住み始めてから14日以内に次のものを添えて届出してください。

- ☐ 【転入】 転出証明書(マイナンバーカード又は住民基本台帳カードによる転入の場合は不要)
- ☐ 【転入・転居】 同一世帯員のマイナンバーカード又は住民基本台帳カードと4桁の暗証番号
- ☐ 本人確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証、保険証等)
- ☐ 【外国人の場合】 在留カード又は特別永住者証明書
- ☐ 【国外からの転入の場合】 パスポート、帰国日がわかるもの、戸籍謄本、戸籍の附票
- ☐ 【代理人の場合】 転入される本人の書いた委任状と、代理人の本人確認できるもの

【窓口】

- 市役所市民課 住所: 南平沢1020番地 電話: 042-989-2111(代表)
- 高麗出張所(高麗公民館内) 住所: 栗坪92番地2 電話: 042-989-1004
- 高萩出張所(高萩公民館敷地内) 住所: 高萩802番地3 電話: 042-989-2002
- 高根出張所(高麗川南公民館内) 住所: 中鹿山81番地1 電話: 042-989-3220
- 武蔵台出張所(武蔵台公民館内) 住所: 武蔵台五丁目1番2 電話: 042-980-1001



【時間】午前8時30分から午後5時15分 (火曜日は市役所本庁のみ午後7時まで時間延長)

【休日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※3月の最終土曜日及び4月の最初の日曜日は市役所本庁でのみ取り扱いができます。